



姫路市電子契約システム 事業者向けマニュアル (電子契約とは？)

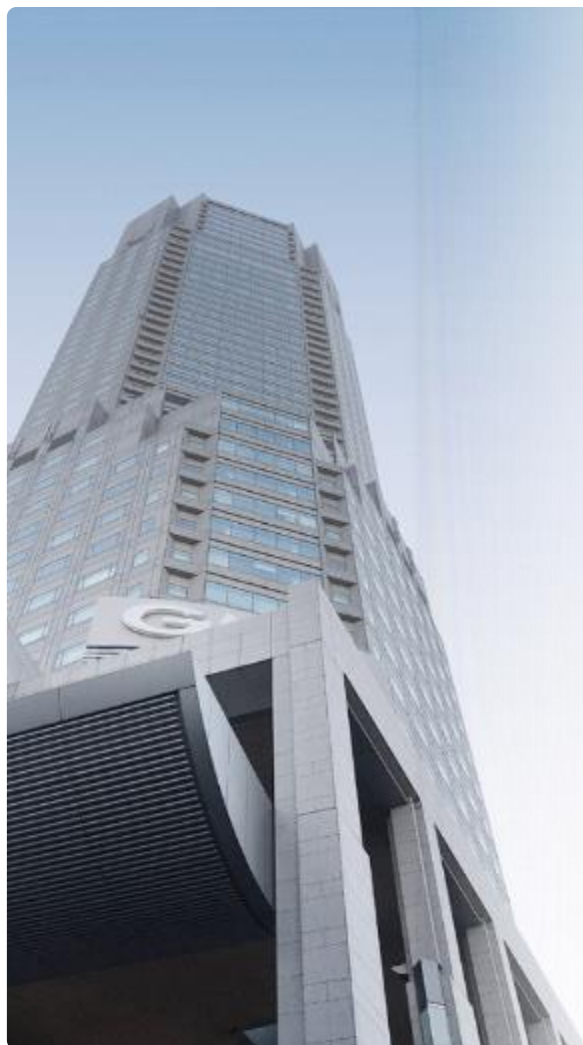
サービス事業者

GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社



1 会社紹介

2 電子契約とは



GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社

本社所在地	東京都渋谷区桜丘町26- 1 セルリアンタワー
事業内容	クラウドホスティング及びセキュリティサービスを中核とした 各種インターネットソリューションの開発・運用
代表者	青山 満
設立	1993年12月
資本金	9億1,690万円（2019年12月）
従業員数	社員932名（2019年12月）
株式	東京証プライム（証券コード 3788）
加盟団体（抜粋）	日本ネットワークセキュリティ協会 トラストサービス推進フォーラム デジタルトラスト協議会



**クラウド・ホスティング、セキュリティ事業をはじめ、
幅広いラインナップでお客様のビジネスを支えています。**

クラウド・ホスティング事業

- ・販売実績24年
- ・ITインフラ提供実績 国内最大級11万社以上

セキュリティ・電子認証事業

- ・電子証明書発行実績累計 2,500万枚以上
- ・SSLサーバ証明書発行実績 440万枚以上
- ・国内シェアNo.1 / 海外シェアNo.3



2 電子契約とは

電子契約とは、「紙＋押印」による従来の契約締結に代わり、「電子文書＋電子署名」で締結する契約です。紙を一切使用せず、インターネット上で締結する契約行為を指します。紙の契約におけるハンコを、電子署名と呼ばれる仕組みに置き換え、紙と同等の効力を持たせてセキュリティ性を担保しています。

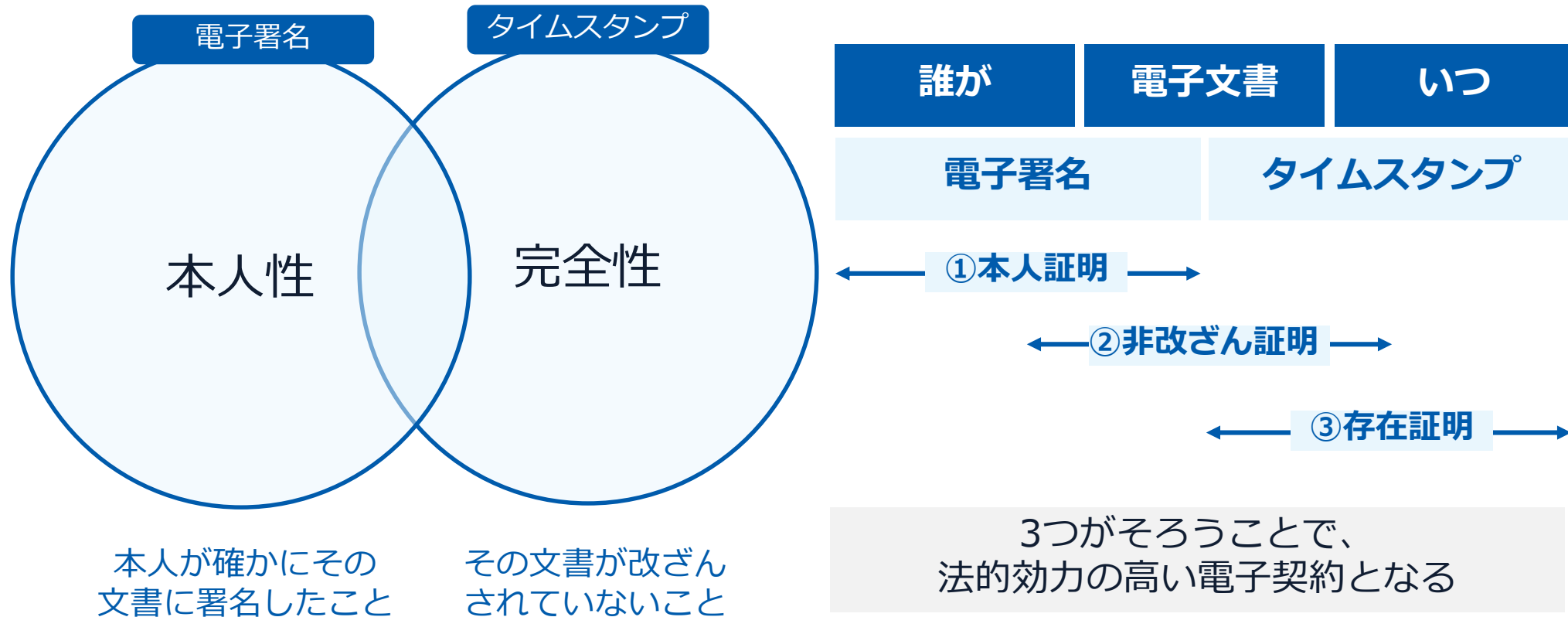


電子契約の 主なメリット

- ① コスト削減（印紙・送料）
- ② 印鑑レスによる業務効率化

	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ
押印	印鑑 or サイン	電子署名
送付	送付・持参	インターネット
保管	書棚	サーバー
印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり

電子契約は「本人性」と「完全性」により法的効力が認められます



電子署名法第2条・第3条において、電子契約の法的効力が定められています。

GMOサインの電子署名は、デジタル庁・法務省・財務省から電子署名法に適合することを認められています。

[illegible]

「 GMOサインを用いた電子署名は、電子署名法第2条第1項に定める電子署名に該当し… 記名押印に代わるものとして、利用可能 」

デジタル庁・法務省・財務省からの回答

https://www.meti.go.jp/policy/jiqyou_saisei/kyousouryoku_kyouka/shinjiqyo-kaitakuseidosuishin/press/211021_yoshiki.pdf

電子契約は、電子帳簿保存法第2条第5号「電子取引」に該当し、その電磁的記録の保存については、同7条の要件に従う必要があります。

	電子帳簿保存法第7条の要件	GMOサインの対応状況
① 措置	①タイムスタンプが付与されたデータを授受 ②受領後2カ月と概ね7営業日以内にタイムスタンプの付与 ③データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを採用 ④訂正削除の防止に関する事務処理規定を策定、運用、備え付け 上記いずれかの方法を充足する必要がある （施行規則第4条第1～第4項）	・日本データ通信協会の認定タイムスタンプの押印 ・認証事業者発行の電子証明書による電子署名による情報確認 GMOサインは左記のうち①を充足している
② 場所	国税に関する法律が定める「保存場所」（規則2条2項2号） ※電磁的記録が「保存場所」外のサーバーにある場合であっても、ディスプレイに出力できれば「保存場所」に保存されているものと取り扱われます。	システム（GMOサイン）から電子契約（電子で締結した契約書）をディスプレイ（パソコン等）に出力（表示）ができることで要件を充足している
③ 期間	国税に関する法律が定める「期間」 法人事業者の場合、7年間 （欠損金の繰越控除をする場合は最長で10年間）	保管期限は無期限
④ 保存	1) 見読性の確保（規則第2条第2項第1号イ） 2) システム概要書類の備付（規則第2条第2項第1号ロ） 3) 検索機能（規則第6条第6項第4号1） ※検索要件（取引年月日、取引先、取引金額）	1) ディスプレイ上・書面上で出力が可能 2) サービスサイト上に掲載 3) 取引先、取引年月日、取引金額等により検索が可能

印紙税法第2条は、課税対象となる「**文書には、…印紙税を課する。**」と規定しています。

この「文書」に電子契約が該当するかが問題となりますが

内閣総理大臣による答弁および国税庁への照会への回答において

電子文書には印紙税が課税されないと明言されています。

※内閣参質162第9号 平成17年3月15日

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/162/touh/t162009.htm>

「事務処理の機械化や電子商取引の進展等により、これまで専ら文書により作成されてきたものが電磁的記録により作成されるいわゆるペーパーレス化が進展しつつあるが、**文書課税である印紙税においては、電磁的記録により作成されたものについて課税されない**」

※国税庁ウェブサイト 照会事項への回答

https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunshokaito/inshi_sonota/081024/02.htm

「注文請書の現物の交付がなされない以上、たとえ**注文請書を電磁的記録に変換した媒体**を電子メールで送信したとしても、ファクシミリ通信により送信したものと同様に、課税文書を作成したことにはならないから、**印紙税の課税原因は発生しない**」

電子契約システムでメール認証を行い サービス事業者の電子証明書で署名



受注者はインターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能。利用に係る費用負担もありません。

5つのポイント



身元確認済み電子証明書

国内シェアNo.1の電子認証局と連携

全世界で2500万枚の発行実績がある証明書発行システムと直接連携。国際的な審査基準（WebTrust）を満たす電子認証局を子会社にもつ当社だからこそ実現できる信頼性を提供します。



Adobe Approved Trust List

Adobe認定のルート証明書を採用

Adobe社より要求される厳格な技術要件を満たす信頼性の高いルート証明書を使用。Adobe Readerでも簡単に電子署名の有効性を検証でき、締結相手方にも安心いただけます。



税務対応も安心

電子帳簿保存法に標準対応

税法上で要求される検索機能や見読性を標準実装。締結済みの電子契約を紙に印刷することなくそのまま長期保存が可能。



タイムスタンプ

認定タイムスタンプを 標準付与／各種法令にも適合

セイコーソリューションズ社の認定タイムスタンプを標準付与。時刻保証とともに非改ざん性も担保。e-文書法や電子帳簿保存法などの各種法令にも対応。



立会人型電子署名に対応

費用の負担無しで締結が可能

電子契約事業者名義の電子証明書を利用して署名を行うので相手方の費用負担がありません。また、メール認証だからスピーディに契約締結。

安全性



WAF (Web Application Firewall)

不正な攻撃からシステムを保護



セキュリティ診断

外部のセキュリティ専門業者による
ぜい弱性診断を定期的を実施



専用環境(HSM)で署名鍵保管

すべての署名鍵は、堅牢な環境で
生成・保管し、不正利用を防止



ファイル暗号化

1つ1つの契約データごとに
個別の暗号化を実施し安全に保管



通信の暗号化

SSLにより通信を暗号化し
盗み見や改ざんを防止



データバックアップ

すべての契約データを毎日バックアップ
日次でバックアップしているほか
月次・年次でもバックアップを実施

信憑性



WebTrustの厳格な審査をクリア

システムで使用する電子証明書は
国際的な電子商取引保証基準に準拠



セキュリティ基準 ISMS取得済

情報セキュリティマネジメントシステム
ISO/IEC 27001:2013・JIS Q 27001:2014

内部統制



操作ログ管理機能

契約文書の閲覧やダウンロードなど
各種操作を保存しており追跡が可能



多要素認証・IP制限・SSO

ワンタイムパスワードなど、高度な認証方法に
より社外からの業務外のアクセスや
情報漏洩対策も万全

サポート



連絡窓口

電話・メール・ウェブフォーム
ウェブ会議システム・ウェブチャット